

三鷹市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

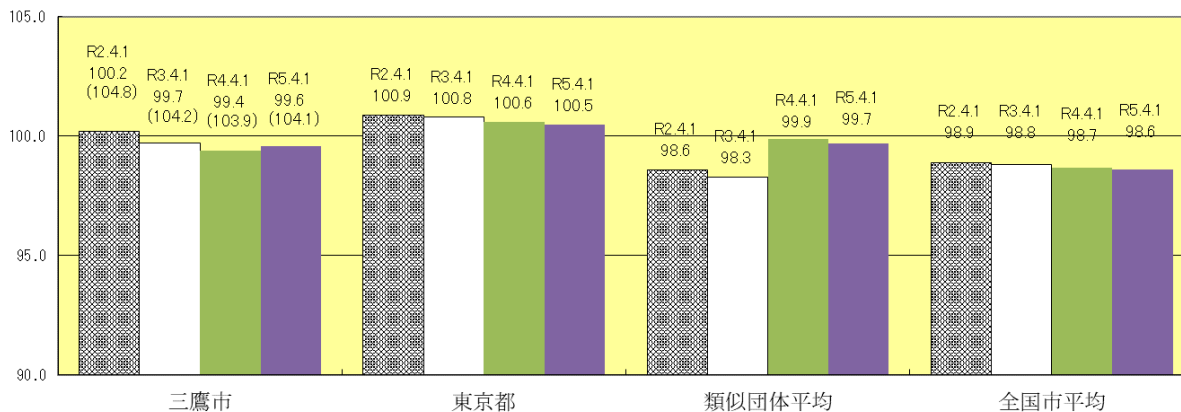
区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
4年度	189,916	76,031,947	2,195,693	10,868,517	14.3	13.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
	人	千円	千円	千円	千円		
4年度	960	3,594,085	1,305,578	1,647,189	6,546,852	6,820	6,522

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

①～③に該当しない

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

(給料表の改定実施時期) 平成29年4月1日

(内容) 東京都の給料表に準拠した給料表に見直し。激変緩和の為、経過措置(現給保障)を実施

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準10%に対し、三鷹市においては15%を支給

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
三鷹市	41.2歳	315,284円	459,204円	405,908円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	41.9歳	317,753円	431,129円	378,405円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
三鷹市	55.3歳	51人	328,704円	412,043円	387,277円	—	—	—	—
うち一般用務	55.0歳	29人	329,679円	403,876円	388,648円	用務員	49.1歳	241,700円	1.67
東京都	50.5歳	1,241人	287,646円	388,055円	354,902円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
類似団体	52.0歳	95人	323,236円	387,726円	365,170円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三鷹市	—	—	—
うち一般用務	6,647,854円	3,253,900円	2.04

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和2～令和4年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分		三鷹市	東京都	国
一般行政職	大学卒	187,900円	187,900円	総合職(大卒) 189,700円 一般職(大卒) 185,200円
	高校卒	152,200円	152,200円	154,600円
技能労務職	高校卒	—	149,600円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,105円	352,500円	401,283円	427,009円
	高校卒	—円	—円	—円	—円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	—円
	中学卒	—円	—円	—円	—円

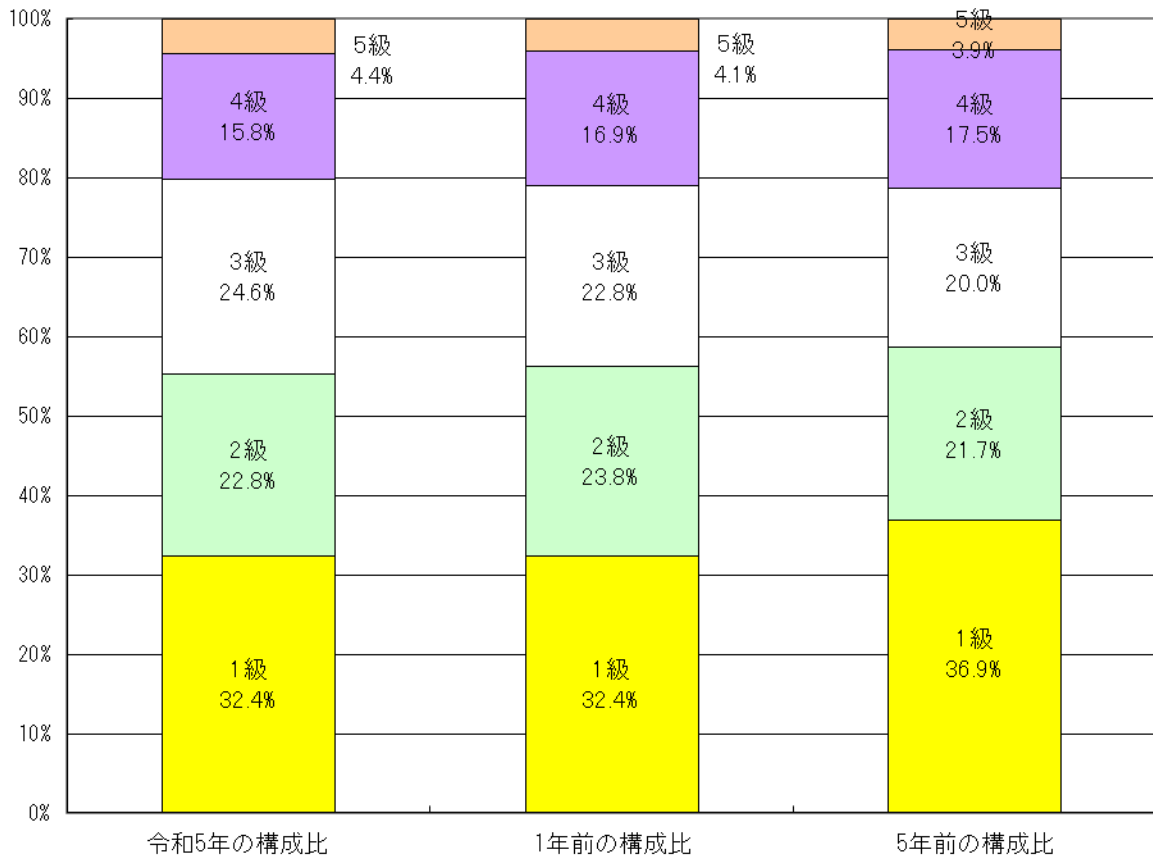
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	部長・担当部長	30人	4.4%	494,000	526,700
4級	課長・担当課長 課長補佐・副主幹	107人	15.8%	284,500	455,000
3級	係長・主査	167人	24.6%	227,300	415,100
2級	主任	155人	22.8%	202,600	362,500
1級	主事	220人	32.4%	148,300	324,300

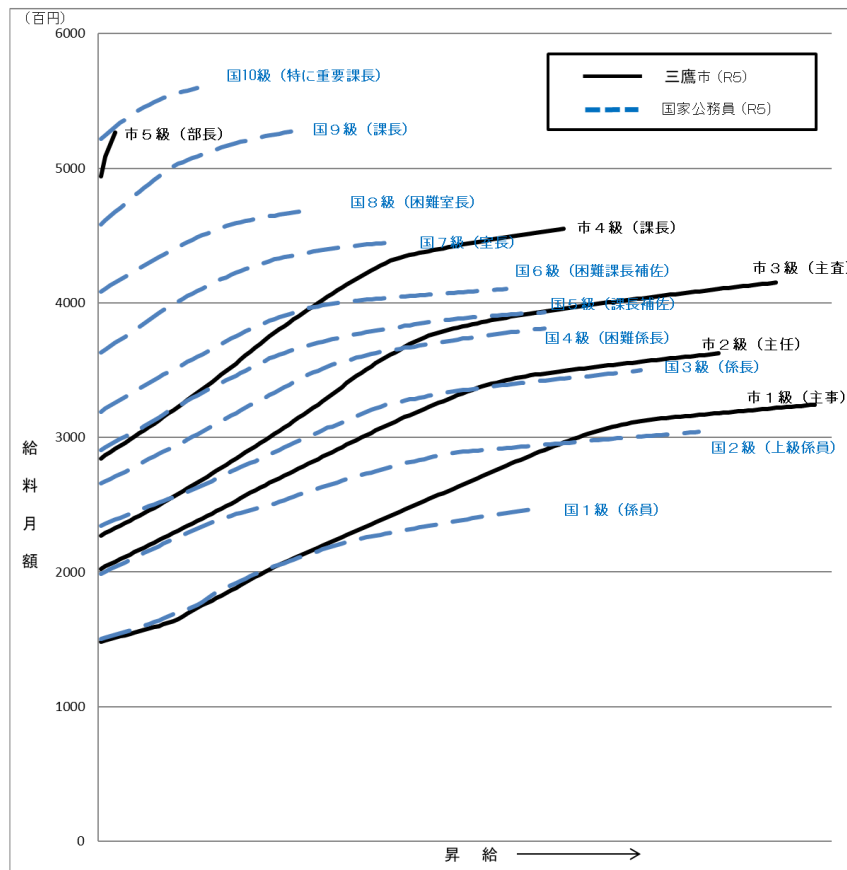
(注) 1 三鷹市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 29 年に 7 級制から 5 級制に変更している。(旧給料表の 3 級及び 4 級並びに 5 級及び 6 級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和 5 年 4 月 1 日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三鷹市）

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（令和4年度実績）

三鷹市	東京都	国
1人当たり平均支給額 1,695 千円	1人当たり平均支給額 1,844 千円	—
支給割合 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.15 月分 (1.35) 月分 (1.05) 月分	支給割合 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.15 月分 (1.35) 月分 (1.05) 月分	支給割合 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 なし	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（三鷹市）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

三鷹市			東京都			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.0月分	23.0月分	勤続20年	23.0月分	23.0月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	30.5月分	30.5月分	勤続25年	30.5月分	30.5月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	43.0月分	43.0月分	勤続35年	43.0月分	43.0月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	43.0月分	43.0月分	最高限度	43.0月分	43.0月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 勸奨退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
1人当たり平均支給額	1,267千円	21,729千円	1人当たり平均支給額	2,623千円	22,420千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

支給実績（4年度決算）		611,599千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		582,476円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
三鷹市	15.0%	1,050人	10%

(4) 特殊勤務手当

支給実績（4年度決算）		62千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）		3,618円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（4年度）		1.7%		
手当の種類(手当数)		3種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（4年度決算）	左記職員に対する支給単価
不快危険作業手当	生活福祉課職員	行旅病人及び行旅死亡人の取扱業務に従事	0千円	1回 3,000円
緊急出動手当	全職員	勤務時間外の災害時緊急出動	62千円	1回 1,500円
防疫等作業手当	健康推進課職員	新型コロナウイルスの患者等に接して行う業務に従事	0千円	1日2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（4年度決算）	431,441千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	477千円
支給実績（3年度決算）	438,775千円
職員1人当たり平均支給年額（3年度決算）	498千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (4年度決算)
扶養手当	<p>【内容】 扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】 ・配偶者 6,000円 ※課長職及び課長補佐職職員は3,000円 ・子 9,000円 ・その他 6,000円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子に対する加算額 4,000円</p>	異なる	<p>支給区分、支給単価</p> <p>【国】 ・配偶者 6,500円 ・子 10,000円 ・その他 6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子に対する加算額 5,000円</p>	66,576 千円	209,358 円
住居手当	<p>【内容】 満34歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある世帯主である職員に支給</p> <p>【支給額】 ・借家・借間 15,000円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給単価</p> <p>【国】 ・借家・借間 支給限度額 28,000円</p>	21,217 千円	186,114 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤距離が片道2km以上あり、通勤のために交通機関や自動車等交通用具を利用する職員に支給</p> <p>【支給額】 ・交通機関等利用者 原則として6箇月定期券額 支給限度額 55,000円/月 ・交通用具利用者 通勤距離に応じて支給 1箇月分支給額 2,600～37,200円</p>	異なる	<p>支給要件、支給単価</p> <p>【国】 ・通勤距離が片道2km以上あること ・交通機関等利用者 支給限度額 55,000円/月 ・交通用具利用者 1箇月分支給額 2,000～31,600円</p>	101,265 千円	119,136 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>【支給額】 ・部長等 115,000円 ・担当部長等 106,500円 ・課長等 89,000円 ・担当課長等 83,000円 ・課長補佐等 67,800円</p>	異なる	<p>支給対象者、支給割合</p> <p>【国】 ・本府省課長 130,300円 等</p>	159,631 千円	1,036,562 円
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員が公務の運営の必要性等から週休日、休日に勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】 ・部長等 12,000円/回 ・課長等 10,000円/回 ・課長補佐等 8,000円/回</p>	異なる	<p>支給単価</p> <p>【国】 ・支給単価 6,000～18,000円</p>	497 千円	16,032 円
休日勤務手当	<p>【内容】 休日に勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】 勤務1時間当たりの給与額 ×135/100</p>	同じ	—	—	—

(注) 休日勤務手当の支給実績と職員1人当たり平均支給年額は、時間外勤務手当に含まれる。

5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
		(参考) 類似団体における最高/最低額		
給料	市 長	1,030,000 円	1,130,000 円 /	643,500 円
	副 市 長	870,000 円	930,000 円 /	718,300 円
	教 育 長	810,000 円	— /	—
報酬	議 長	640,000 円	724,000 円 /	463,000 円
	副 議 長	580,000 円	660,000 円 /	420,000 円
	議 員	550,000 円	606,000 円 /	400,000 円
期末手当	市 長 副 市 長 教 育 長	(令和4年度支給割合) 4.50 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和4年度支給割合) 4.50 月分		
退職手当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	給料月額×在職年数×380/100	15,656,000 円	任期満了時
	教 育 長	給料月額×在職年数×300/100	10,440,000 円	任期満了時
	備 考	給料月額×在職年数×250/100	6,075,000 円	任期満了時

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（市長及び副市長は4年、教育長は3年）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

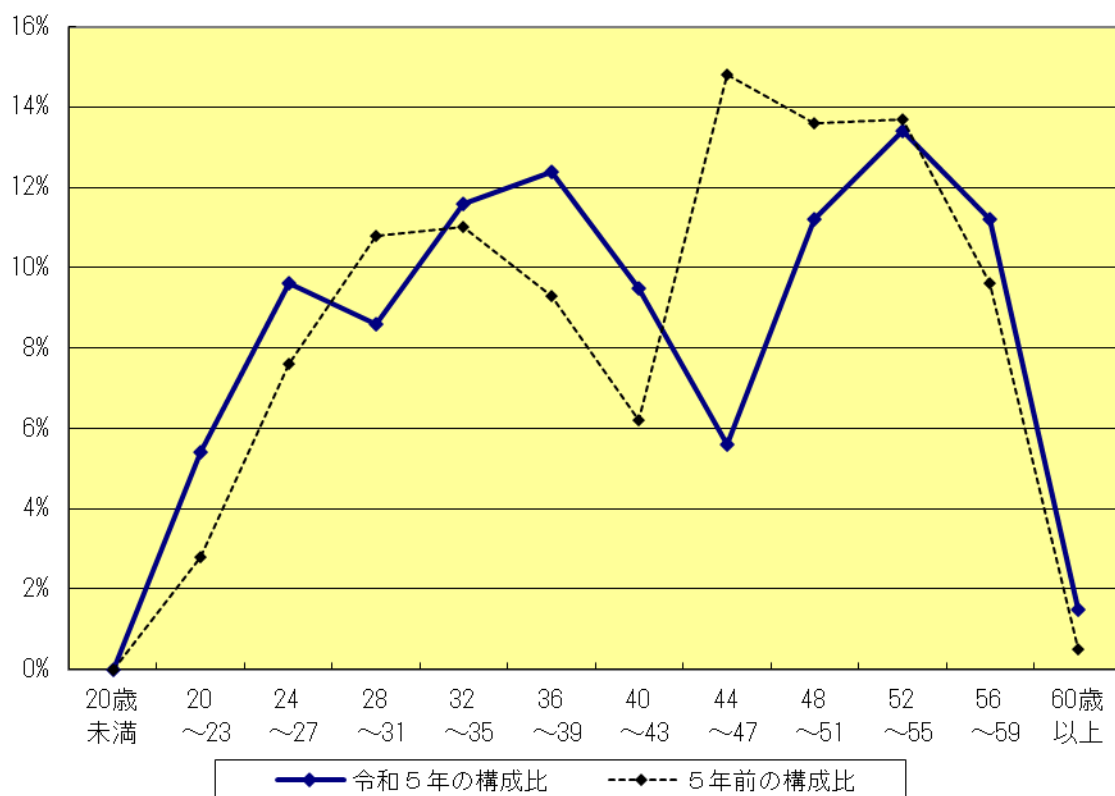
(各年4月1日現在)

部 門		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
一 般 行 政 門 部	議 会	13人	13人	0人	
	総 務 企 画	213人	214人	1人	・ 防災NPO設立等による増
	税 務	69人	70人	1人	・ 個人住民税課税の業務繁忙等による増
	民 生	351人	357人	6人	・ 障害福祉サービス事業所の増加、「福祉Labo どんぐり山」開設に向けた職員派遣等による増
	衛 生	54人	53人	△1人	・ 「星空の街・あおぞらの街全国大会」終了による減
	労 働	4人	4人	0人	
	農 林 水 産	4人	4人	0人	
	商 工	8人	9人	1人	・ 弾力配置
	土 木	116人	120人	4人	・ 住宅政策の推進に向けた職員配置、ファシリ ティマネジメント係新設等による増
	小 計	832人	844人	12人	<参考> 人口1万当たり職員数44.44人 (類似団体の人口1万当たりの職員数44.72人)
特 別 行 政 門 部	教 育	128人	133人	5人	・ 学校施設の維持保全・改修に伴う体制強化、 学校給食マネジメントの体制強化等による増
	小 計	128人	133人	5人	
普通会計の計		960人	977人	17人	<参考> 人口1万当たり職員数51.44人 (類似団体の人口1万当たりの職員数60.81人)
公 営 企 業 等 会 計 部 門	水 道	0人	0人	0人	
	下 水 道	20人	20人	0人	
	そ の 他	49人	49人	0人	
	小 計	69人	69人	0人	
合 計		1,029人 [1,015人]	1,046人 [1,015人]	17人 [0人]	<参考> 人口1万当たり職員数55.08人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数（令和5年）	0人	57人	100人	90人	121人	130人	99人	59人	117人	140人	117人	16人	1,046人
職員数（5年前）	0人	28人	75人	107人	109人	92人	61人	146人	134人	135人	95人	5人	987人

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	778	783	786	797	832	844	66 (8.5%)
教育	139	136	132	130	128	133	△6 (△4.3%)
普通会計 計	917	919	918	927	960	977	60 (6.5%)
公営企業等会計	70	70	68	71	69	69	△1 (△1.4%)
総合計	987	989	986	998	1,029	1,046	59 (6.0%)

（注）1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 その他

(1) 外郭団体等への定年退職者等の再就職状況

No.	再就職先の団体名、役職名	氏名	再就職日
1	公益財団法人三鷹国際交流協会 常務理事	高階 豊彦	令和元年7月1日
2	公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団 常務理事	岩崎 好高	令和3年4月1日
3	公益財団法人三鷹市スポーツと文化財団 常務理事	室谷 浩一	令和6年4月1日
4	社会福祉法人三鷹市社会福祉事業団 福祉Laboどんぐり山担当理事	馬男木 由枝	令和5年4月1日
5	公益社団法人三鷹市シルバー人材センター 常務理事	濱仲 純子	令和5年4月1日
6	特定非営利活動法人花と緑のまち三鷹創造協会 事務局長	小出 雅則	令和3年4月1日
7	株式会社まちづくり三鷹 取締役副社長 経営事業部長	田口 智英	令和4年4月1日
8	大沢住民協議会 事務局長	藤井 泰男	令和2年4月1日
9	三鷹市東部地区住民協議会 事務局長	遠藤 威俊	平成31年4月1日
10	三鷹市西部地区住民協議会 事務局長	宮崎 望	令和2年4月1日
11	三鷹市井の頭地区住民協議会 事務局長	新藤 豊	令和5年4月1日
12	新川中原住民協議会 事務局長	大野 憲一	令和2年4月1日
13	連雀地区住民協議会 事務局長	桑名 茂	令和4年4月1日
14	三鷹駅周辺住民協議会 事務局長	池田 宏太郎	令和6年4月1日
15	三鷹市スポーツ協会 事務局長	田中 二郎	令和4年4月1日
16	ふじみ衛生組合 事務局長	荻原 正樹	令和3年4月1日

- (注) 1 令和5年度末までに三鷹市を定年退職（60歳到達時普通退職等を含む）した課長職以上の職員のうち、三鷹市の外郭団体等に役員又は管理職として再就職した者（内容は、令和6年4月1日現在）を掲載しています。
- 2 No.1は平成28年4月1日から三鷹駅周辺住民協議会事務局長、令和元年7月1日から現職
- 3 No.11は平成31年4月1日から株式会社まちづくり三鷹経営事業部市政窓口グループマネージャー、令和5年4月1日から現職
- 4 No.15は令和6年4月1日に「三鷹市体育協会」から名称変更

(2) 公平委員会の報告事項

区 分	令和5年度 当初係属件数	新規 申立件数	処理件数					令和5年度末 係属件数
			申立容認	申立棄却	却下	取下げ	計	
勤務条件に関する措置の要求	0	0	—	—	—	—	0	0

区 分	令和5年度 当初係属件数	新規 申立件数	処理件数					令和5年度末 係属件数
			処分取消	処分容認	却下	取下げ	計	
不利益処分に関する不服申立て	0	0	—	—	—	—	0	0

(3) 職員提案制度の概要

概 要		
職員提案 (延べ5人から 10件の応募)	「みたか地域ポイント」の活用方法に係る提案	2件について、実現に向けて取り組むこととする

(令和5年度実施)